

## 令和2年度 第12回定例教育委員会 議事録

■ 日 時 令和3年3月12日（金）午後1時30分～午後3時21分

■ 場 所 和東町体験交流センター 会議室

■ 出席委員 教育長 西 本 吉 生  
教育長職務代理者 石 橋 常 男  
委員 村 田 年 宏  
委員 植 田 宏 和

■ 欠席委員 委員 上 村 恵 子

■ 説明員 教育次長 竹 谷 秀 俊  
学校教育課長 竹 谷 正 則  
生涯学習課長 南 和 昇

■ 事務局 教育次長 竹 谷 秀 俊  
学校教育課課長補佐 城 野 成 子  
学校教育指導員兼社会教育指導員  
稲 垣 公 美

■ 傍聴者数 0人

### ■ 議事日程

- 日程1 議事録の承認
- 日程2 議事録署名委員の指名
- 日程3 会期の決定
- 日程4 諸般の報告
- 日程5 議案第24号 令和3年度「連合の教育」の重点について
- 日程6 議案第25号 新入学児童生徒学用品費の入学前支給要領の一部を改正する要領
- 日程7 議案第26号 相楽東部広域連合就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱
- 日程8 議案第27号 相楽東部広域連合立和東小学校及び和東中学校開放事業実施要綱の一部を改正する要綱
- 追加日程9 議案第28号 相楽東部広域連合指定文化財の指定について
- 日程10 その他

## ■ 議 事

西本教育長

ただ今から、令和2年度第12回定例教育委員会を開会します。

上村委員から欠席の届が出ています。

日程第1、「議事録の承認」を議題とします。第11回定例教育委員会の議事録は、事前に配布しております。議事録について、ご意見、ご質問があればお受けしたいと思います。質問等のある方は挙手願います。

(各委員よりないとの声あり)

西本教育長

特に、ご意見、ご質問がありませんので、これを承認することとします。

日程第2、「議事録署名委員の指名」を行います。本日の議事録署名委員は、植田委員に願います。

日程第3、「会期の決定」を議題とします。お諮りします。本定例教育委員会の会期は、本日、1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(各委員より異議なしとの声あり)

西本教育長

異議なしと認めます。従って、本定例教育委員会の会期は、本日、1日間に決定します。

日程第4、「諸般の報告」を行います。

「1番 一般教職員の人事異動の内示について」を議題とし、会議の非公開についてお諮りします。相楽東部広域連合教育委員会会議規則第4条第1項には、「会議は公開とする」と定められておりますが、同項ただし書きに公開の例外として「賞罰・人事に関する事」については、「教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」と定められています。本件は、人事に関する事ですので、会議を非公開にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(全員、異議なしの声あり)

西本教育長

ご異議がないようですので、諸般の報告「1番 一般教職員の人事異動の内示について」は、ただ今から非公開とします。

諸般の報告1 一般教職員の人事異動の内示について（非公開）

2番と3番は、教育次長から報告願います。

#### 竹谷教育次長

2番、令和3年4月1日の教育長、教育委員のスケジュールについてです。連合の辞令交付式が9時30分からです。こちらについては、連合へ新たに来る職員に対しての辞令交付式です。教育委員会への出向辞令が出される式ですから、教育長に出席をお願いしています。次に、教育委員会（職員）辞令交付式です。こちらは午前9時40分からです。教育長と教育委員の皆さんの出席をお願いします。終了後、第1回教育委員会会議を午前9時50分から、この会議室で開催します。その後、10時30分になりましたら離任式が開催されます。ホールへ移動していただきます。教育長と教育委員の皆さんの出席をお願いします。離任式が終わりましたら、こちらの会議室へ戻っていただき、引き続いての第1回教育委員会会議となります。その後、昼を挟みまして午後2時から着任式です。教育長と教育委員の皆さんの出席をお願いします。4月1日の予定は以上です。

3番、和東町総合計画審議会の開催についてです。本年3月25日の木曜日、和東町社会福祉センターで午後2時から開催されます。村田委員に出席していただきます。以上です。

#### 西本教育長

2番の4月1日のスケジュール、よろしいでしょうか。例年、1日お世話になりますけど、午前9時40分からよろしくをお願いします。

4番と5番は、学校教育課長から報告願います。

#### 竹谷学校教育課長

4番、令和2年度在籍児童・生徒数の変更についてです。本年2月22日現在の各小中学校の児童・生徒数は、添付資料のとおりとなっています。この度の変更は転出によるもので、和東小学校2年で2名の減、南山城小学校2年で1名の減となっています。これにより連合立小中学校の児童・生徒数は合計323名となります。

5番、管内小中学校入学式の出席の割振りについてです。令和3年度入学式の日程は、小学校が4月7日の水曜日に、中学校が8日の木曜日に予定されており、教育委員の皆さんに出席いただきたいと思いますので、この後、割振りの協議をお願いします。学校教育課からは以上です。

#### 西本教育長

それでは、5番、入学式の出席の割振りを協議します。

（教育長、委員により「小学校、中学校入学式の出席の割振り」を協議する。）

#### 西本教育長

確認します。笠置小学校の告辞は石橋委員。和東小学校の告辞は村田委員。南山城小学校の告辞は西本、出席者は植田委員です。笠置中学校の告辞は西本。和東中学校の告辞は

石橋委員、出席者は村田委員と植田委員です。欠席者には確認をしておいてください。

6番と7番は、生涯学習課長から報告願います。

#### 南生涯学習課長

6番、大人もWakework体験事業「包丁の研ぎ方講座」の実施についてです。日時は、令和3年4月8日の木曜日、午後1時からです。場所は、和東町社会福祉センター実習室です。なお、申込者が8名以上になった場合は、2回目を当日の午後3時から実施いたします。切れ味の悪くなった包丁等でお悩みの方は、この機会に失敗のない研ぎ方を学んでいただくというもので、包丁は何本でも、家の砥石を持参又はこちらでも砥石の用意をしています。参加費は講習料の100円です。

7番、女性学講座（手作りアクセサリ教室）の実施についてです。日時は、令和3年4月23日の金曜日、午後1時からです。場所は、笠置町産業振興会館です。チラシにありますような形のアクセサリで春のお出かけに合うジュエリーを用意しました。先着10名です。生涯学習課からは以上です。

#### 西本教育長

よろしいですか。ご質問等がないようですので、以上で、諸般の報告を終わります。

日程第5、「議案第24号 令和3年度「連合の教育」の重点について」を議題とします。議案を説明してください。

#### 竹谷教育次長

議案第24号、令和3年度「連合の教育」の重点について。上記の議案を提出する。令和3年3月12日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。令和3年度において重点的に取り組むべき教育課題について、その基本方針や基本理念、施策推進の視点等を示し、学校教育及び社会教育の指導者等の日々の教育活動や自己点検に役立たせるために発行する標記冊子の承認を求めるものです。議案の説明は教育長が行います。

#### 西本教育長

事前配布をさせてもらっていますので、ポイントのみの説明ということでご了解願います。今年は、大幅改訂をしています。と言いますのも京都府教育委員会の教育振興プラン、前回は平成23年に第1期振興プランが出されました。これは10年サイクルです。その前の10年前というのは振興プランというのが無かったと思います。10年前、初めて先を見通したプランが出されて、それが10年経ちましたから大幅に改訂して第2期教育振興プランというのを府教委が出しました。これは1月、中教審の答申を受けて京都府の振興プランは改訂されています。その振興プランを受けて、当然、広域連合の教育も大幅改訂をせざるを得ないと、これを先ず確認しておきたいと思います。まず、1ページですが、連合の教育の重点に初めて目次を入れました。何故、今年、目次を入れたかというとペー

ジ数の関係です。去年までは20ページだったのですが、22ページになって、目次を整理したというのもひとつの理由です。目次は、基本方針、基本理念、施策推進の視点、年度別目標、それから教員に求められる5つの力、推進方策と取り組むべき項目となっています。あとは学校教育の重点と社会教育の推進です。京都府と違うところは、推進の方策で、京都府の振興プランは1～6までしかありませんが、連合は、連合ならではのことをずっと言っていますので、「魅力ある学校づくりの推進」、この文言を入れております。府立高校は、魅力ある府立高校というのがあります。市町の小中学校ももっと魅力ある学校づくりが必要だということを踏まえて、連合教育委員会としましては、推進方策7番を入れております。これは連合だけだと思っています。次、2ページです。「連合の教育」の基本理念、1の目指す人間像ですが、これは府の振興プランに基づいています。上の段がそうです。「めまぐるしく変化をしていく社会において、変化を前向きにとらえて主体的に行動し、よりよい社会と幸福な人生を創り出せる人」。下の段は連合独自です。「他人を思いやり、積極的に自然、人、社会とつながりながら、ふるさとを大事にし、次代の相楽東部を支える人」。これは前回からそのまま引き継いでいます。2の児童生徒にはぐくみたい力、ここも変わりました。これまでは「挑戦する力」、「展望する力」、「つながる力」でしたが、今回は、目指す人間像を受けて、「主体的に学び考える力」、「多様な人とつながる力」、「新たな価値を生み出す力」です。こういうふうに、府が新しく提起をしましたので、連合もそれに準じていきたいと思えます。次に、3の教育に関わるすべての人が大切にしたい思い、これも府の振興プランで初めて出しました。内容は一緒です。我々がずっと言ってきました「『包み込まれているという感覚』を実感させること」です。今日の卒業式の告辞にも、教育委員会はこのことをずっと言ってきました。あと「『自己肯定感』をはぐくむこと」です。この2つは教職員だけじゃなくて、教育に携わるすべての人が大切にしたい思いです。言い換えれば、学校関係、社会教育に関わっているすべての人という意味です。次、「連合の教育」の施策推進の視点ですが、これも府は3点ですが、連合は5点に整理しています。1つ目は変わりません。2つ目は、「誰一人取り残すことなく、個性や能力を最大限に伸ばす教育」です。この「誰一人取り残すことなく」という文言が、中教審が今使っている言葉です。3つ目は、「学校・家庭・地域がそれぞれの強みを活かしてつながる教育」です。先ほど言いました『包み込まれているという感覚』、『自己肯定感』、これを学校、家庭、地域がコミュニティとしてそれぞれの役割と責任と強みを活かし、社会総がかりで育てていこうというところです。4つ目は変わりません。5つ目、「新たな課題や社会状況の変化に適切に対応する教育」というところで、連合としては、昨年度のところも整理して、令和3年度、未だSTOPコロナとはいきません。Withコロナという中で、「Withコロナに適切に対応した教育の推進」です。ここは「感染予防対策と人権上の配慮」というのが一層大事になっていくと思えます。もう一つは、「ICT教育の一層の充実」です。「オンライン学習と対面指導のハイブリッド化」ということです。本年2月末には各学校にタブレットが全部いきわたりました。実際、学校では使い始めております。令和3年度になりましたらタブレットを使っている授業の参観、或いは保護者への説明、タブレット体験というものもやっていきたいなと考えています。4ページ、来年度の具体

的年度別目標は、繰り返しますが「Withコロナの中でも“連合ならではの”人づくり」です。これはWithコロナですから、何でもかんでも中止、何でもかんでも延期ではなくて、Withコロナの中で“連合ならではの”で出来ることって一杯あるのではないかなということ、教育委員会と学校が一緒になってやっていきたいなという思いです。次に5ページですが、この「推進方策と取り組むべき項目」。現行は、重点目標の1から10までありました。1から10までの下に項目が40個あったのですが、府教委の方は先ほども言いましたように6点に整理をしました。先ほども言いました7点目は連合だけというふうになっています。推進方策の1は、「豊かな学びの創造と確かな学力の育成」です。これまでは「質の高い学力」、この文言でしたが、中教審は「生きる力」にまた戻っています。これは特に学力観が変わったということではありませんけど、「確かな学力」というように元に戻りました。そこで「基礎・基本の確実な定着」。去年までの「活用する力」というのが、「活用力」と「対応力」に。それから(3)の「学習意欲」が、「学ぶことの意義や楽しさを感じられる多様な学び」に。だから、学ぶことの意義や楽しさを児童生徒が感じなかったら学習意欲は高まっていかないのではないかなということ。推進方策の2ですが、これは「豊かな人間性」として、例えば、人権とか道徳とかを入れていたのですが、このグループに「多様性の尊重」を入れ、「豊かな人間性の育成と多様性の尊重」という文言でひとくくりにしました。これは言い換えれば、共生社会の実現に向けてということ。だから人権教育、道徳教育、それからここに特別支援教育も入っています。先ほども言いましたように「共生」、多様性の尊重というところから特別支援教育をここで位置づけているということだと思います。(8)に幼児教育が入っています。(9)のいじめや(10)の不登校、これも多様性の尊重といいますか「みんな違ってみんないい」というところです。これも同じグループにしたということ。推進方策の3は、「健やかな身体の育成」です。これは変わりません。推進方策の4が「学びを支える教育環境の整備」ということで、「安心・安全を守る学校危機管理」、それから「多様な子どもたちを包み込む学びのセーフティネットの構築」、ここで貧困などの問題も考えています。それから「優れた教員の確保と資質能力の向上」、「教職員がいきいきと子どもに向き合える環境づくり」、働き方改革です。推進方策の5は、「家庭の教育力の向上」と「地域の教育力の向上」です。推進方策の6は、これは初めてです。「文化財の保存・継承・活用」というのを大きくクローズアップしてきました。だからこれがキーワードになるでしょうね。普通は、社会教育だけの分野だったのですが、学校もどんどん文化財の保存・継承・活用、ここに入っていかなばというとならえ方かなと思っています。例えば、連合の方は「郷土の伝統文化」と言っていますが、府の振興プランは、当然ここは「京都」という形です。推進方策の7は、先ほども言いましたように連合ならではの教育となります。それを受けて6ページを見てください。「学校教育の重点」を整理しました。1の学校教育の3本柱ですが、地域学校協働活動、地域貢献云々というのを学校運営協議会（コミュニティ・スクール）としました。今年、和束中と和束小が入ります。すべての学校にコミュニティ・スクールが入ってきますから、「学校運営協議会、地域学校協働活動のもとに『地域とともにある学校』。この「地域とともにある学校」というのはキーワードになっていると思います。それから学力のところでは、先ほども言

いました同じところですが。連合としましては、「対面指導とオンライン授業を組み合わせたハイブリット型の指導」、これは当然、オンラインだけじゃ学力というところへ行きません。それから読書ですが、これも読書活動を完全にやり切れているかということ、そうでもないのですが、先ほども言いました府の方が「豊かな人間性の育成」のところに入れてきましたから、ここのところで「生涯にわたって読書に親しむ態度を養う」という部分に入れてあります。それから具体的重点事項の7点ですが、これは項目を出来るだけ増やさないで整理をしようということです。①は「Withコロナに適切に対応した教育活動の展開」です。それから②のところ「いじめの未然防止と不登校」です。特に、不登校のところは、当然、不登校児童生徒をなくすというのももちろん必要なのですが、実際に不登校になっている子どもたちを組織的・計画的に支援していくということ、ここをやっぱり大事にしていきたいと思っています。特に、今の和束中の現状を見ていると6人、7人いて、実際にはゼロを目指すというより、その子どもたちをどうしていくのかということ、だからもっともっと3年度からタブレットを持って帰って、家でタブレットを使って、要はリモート学習をしていくということも当然考えていく必要があると思っています。④の読書活動のところを全部上にもって行きましたから、④全体をなくしています。⑦の「いのちを守るべく、安心・安全な学校づくり」ですが、ここで「災害時や感染症等の非常時においても安心して学べる学習保障」を入れております。要は、子どもたちの学びを止めない。仮に臨時休校になったところで先ほども言いました、そこでオンラインやリモートでつないでいくという意味です。8ページからは、具体的に文言の整理をしています。今、説明したところを具体的に入れていくというようにとらえてもらったらと思います。例えば、8ページでしたら、(2)の「活用力・対応力の育成」のところですが、⑩は「ICTを効果的・効率的に活用する学習活動を通じた児童生徒の情報活用能力の育成」です。あと、(3)の「学ぶことの意義や楽しさを感じられる多様な学び」のところは、先ほど説明したとおりです。⑬「1人1台端末の活用やオンラインによる双方向型授業」です。9ページ、(4)の「京都と日本を知り」云々のところでは、特に、⑱で「地域を知り、地域への愛着を深めるべく、京都、相楽東部の自然」云々、これを振興プランとの兼ね合いで入れました。ただ、連合の場合は、郷土学習（ふるさと学習）を重視していますので、そういう文言を入れてあります。推進方策2の②のところ、これ人権学習です。「主体的に行動する力を養う人権学習」。それから③、これはこれから大事になってくると思います。「新型コロナウイルス感染者、医療従事者」云々ですが、「差別や偏見、誹謗中傷等、新たな人権問題への適切な対応」。これからのコロナ禍における人権教育です。大事なところかと思っています。⑤、一昨年になりますが、「人権教育に関する教職員の意識調査」、これをやったのですが、かなり厳しい現状になっていますので、ここから研修を充実していくところです。続いて、10ページですが、道徳の方が「考える道徳」、「議論する道徳」、これも府の方がこの文言を入れました。これずっと中教審が言ってきております。それから、(7)の「自立と社会参加に向けた特別支援教育」ですが、⑳の「相楽東部広域連合通級指導教室」、今年立ち上げまして、今、和束小学校で開設しています。そこを充実させていくということ、11ページですが、「いじめ」、「不登校」のところ、㉑で「児童生徒の小さな変化にも敏感に

対応すべく」云々、「気づく力」、この文言を入れています。(10)のところですか。先ほども言いました「不登校児童生徒に対する学びの保障」ということで、特に、⑩の「ICTを活用した個別学習やリモート学習など個々の不登校児童生徒の状況に応じたきめ細かい指導の充実」というのを入れています。12ページを見てください。推進方策4の「学びを支える教育環境の整備」の(14)です。「安心・安全を守る学校危機管理」の①「災害時や感染症等の非常時においても、ICTの活用による『児童生徒の学びを止めない』取組の推進」を入れています。それから13ページですが、(15)「多様な子どもたちを包み込む学びのセーフティネットの構築」のところは、いわゆる貧困問題です。連合は、日本語指導が必要な児童生徒、これが南山城小学校と笠置中学校に外国籍の子どもたちがいますから、日本語指導が必要な児童生徒が安心して学べるように、これも連合独自になります。(17)「教職員がいきいきと子どもに向き合える環境づくり」というところは、働き方改革に関することを入れています。14ページ、推進方策5の(18)「家庭の教育力の向上」のところですか。③「子育ての悩みや不安を抱く保護者が孤立せず身近な場で交流や相談ができるネットワークづくりの推進」、これが家庭の教育力です。学校だけじゃありませんので、地域としてやっていくということです。それから⑥「タブレット端末等ICTを活用した新しい学習方法を保護者が体験する研修機会の提供」を入れています。15ページ、⑪「主権者教育、消費者教育、環境教育」を全部整理しました。⑫「SDGs」、これも文言として、特に、今はこれを入れておかないとダメだというところがあります。実際に中学生辺りはSDGsのことを意識した授業もやっております。推進方策6の「郷土の伝統文化」云々、①「郷土に対する理解を深め、郷土への誇りを高めるべく、地域の自然や歴史、文化、伝統行事、伝統産業などに関する学習の促進」を入れています。16ページ、(24)「郷土の文化財の保存・継承・活用」の⑥「文化財の広域連合指定を一層推進する」云々、今年度、初めて連合指定の文化財、笠置の三番叟面等。文化財は府の文化財、国の文化財指定があるのですが、連合の文化財指定というのは初めてです。これからどんどん増やしていかなければと思っています。推進方策7の「魅力ある学校づくりの推進」のところ、(26)の学校間連携の⑥です。「ICTを活用したリモート学習の実施など、管内学校間の“つながり学習”の一層の充実」。これは去年までは、いわゆる、合同学習・交流学习をやっていたのですが、コロナ禍になりましたから、なかなか一緒に集まってということもできないこともないのですが、今は3小学校でリモート学習も始めています。だから南山城小・笠置小・和東小に集まらなくてもやっていけるということです。次に、17ページの「社会教育の推進」ですが、文言の一番上、「社会がどのように変化しても、多様な人とのつながりを保ちながら持続可能な社会を目指し」、これも府の振興プランに基づいて整理をしたところですか。①の一番下、「Withコロナの中でも3密に配慮した“連合ならでは”の事業の推進」を入れました。社会教育の方も、去年、前半はかなり事業もイベントも中止・延期をしました。後半はかなり追いついてきましたけれど、他の市町より、3密に配慮しながら、できる限りやってきたと思っています。これはやっぱり続けていけたらなと思います。あとは文言整理ということです。例えば、「地域社会の教育力」というところですが、今、「地域の教育力」という文言に変えていますから、それに基づいて他の箇所も整理をしております。



す。以上です。特に、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

石橋委員

17ページ、一番下の6の「学校・家庭・地域社会」の「社会」は。

西本教育長

ここは「社会」を入れています。「地域社会」と「地域」というのは完全に同じではありませんので、特に、関係機関が絡むとかいうところについては、「学校・家庭・地域社会や関係諸機関」としており、ここはそのままです。府の学校教育の重点でも、府もきっちり整理してないです。例えば、21ページを見てください。「地域の教育力の向上」で、ここは「社会」を取りません。振興プランでは、京都府も「地域の教育力」と言っています。ところが「社会教育を推進するために」は、そのままです。京都府は地域社会です。だから「地域社会」は、全部「地域」に変えたということではありません。そこをご理解いただければと思います。

村田委員

3ページの下から〇4つ、『社会に開かれた教育課程』の実現というところに、「地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進」とあります。前後の文言の整理じゃなくて順番ですが、6ページの学校教育の3本柱の朱書きで「学校運営協議会」が先にきています。ここの部分は「地域学校協働活動」が先ではないのですか。それにこだわらないのですが、やっぱり学校運営協議会が方針の決定とか、どういうふうな形でするのかということを中心にしながら、地域学校協働活動を実践させていくというような形になっていくのではないかなと考えています。最初、こういう形に揃えたらなと思うのですが、その辺はどのように考えていけばいいのですか。

西本教育長

それも先ほどと一緒になんです。府教委の方も統一してないと思います。

村田委員

統一してないのですか。

西本教育長

基本的には、地域学校協働本部というのは、社会教育です。コミュニティ・スクールは学校教育の一環だから、学校教育課でいう場合と社会教育課でいう場合と府教委の中でもこういう内容というのがないです。だから、連合としても、この時はこっちを先にしようかというような、意識は余りないです。

村田委員

学校運営協議会と地域学校協働活動、他の市町では全然出来てないという部分があると思っています。ただ、連合はすべての小中学校がこれをやれるとなると、今までの色んな取組の成果じゃないかなと思います。いわゆる、地域と一体になっていると思います。その辺は自慢できる一つになると思います。よくできたなと思います。

西本教育長

村田委員が言われるように、京都府もコミュニティ・スクールが増えてきました。ただ、まだ半分はいいっていません。コミュニティ・スクールの取組そのものは、京都府は全体的に動いています。ただ、このコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を活かして学校運営をやっているところ、要は、運営協議会を立ち上げたが、作っただけというところもあります。だから連合は、地域と家庭と学校が一体にならないことには、学校運営はできないというのが基本的にあります。これとよく似た文言で、例えば、並べる場合に、「対面指導とオンライン学習」があります。どちらが先かです。他どうですか。よろしいですか。

（各委員からよろしいとの声あり）

西本教育長

ご意見、ご質問がないようですので、これより採決をします。

「議案第24号 令和3年度「連合の教育」の重点について」、承認される方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

西本教育長

挙手全員です。よって議案第24号は承認されました。

ただ今から10分間休憩します。

（午後2時40分から午後2時50分まで休憩）

西本教育長

休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第6、「議案第25号 新入学児童生徒学用品費の入学前支給要領の一部を改正する要領」を議題とします。議案を説明してください。

竹谷教育次長

議案第25号、新入学児童生徒学用品費の入学前支給要領の一部を改正する要領。上記の議案を提出する。令和3年3月12日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。入学前支給の申請を定めた第3条において、新たに新入学児童生徒学

用品費入学前支給申請書（様式第1号）に関する規定を定めるとともに、第4条及び第5条の規定中、「認定」を「支給」に改めるなど、保護者の申請に基づく支給であることがわかるよう、支払業務の根拠を明確にすることとし、本要領の一部を改正するものです。

竹谷学校教育課長

議案第25号について説明します。この新入学児童生徒学用品費の入学前支給制度は、就学援助費交付要綱に定める就学援助の種類の内、「新入学児童生徒学用品費」を入学する前年度中に支給するもので、具体的には、連立立の小中学校に入学予定の「新小学1年生」及び「新中学1年生」の保護者に対して、新入学にかかる学用品費の購入費用が嵩む2月に支給するものです。資料の新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、まず、第3条の申請です。改正前は、就学援助費交付要綱の第6条に定める支給申請書を前年度の2月に提出することにより、新入学児童生徒学用品費の入学前支給の申請を含むものとしておりましたが、この際、新小学1年生の保護者からの入学前支給に係る申請書の様式を新たに定めることとし、支払業務の根拠を明確にするものです。なお、第2項に定める転入者については、就学援助費交付要綱の規定で対応が可能となることから、本要領から削除するものです。また、第4条は、第3条に関連して、「要綱第6条に定める申請」を「前条の申請」に、「要綱第7条で定める認定にかかる審査」を「前条の申請に伴う支給の可否を決定」に改めるものです。加えて、第5条の規定中、「認定の通知」を「支給の決定を通知」に改めるものです。このことにより、新小学1年生にかかる新入学児童生徒学用品費の入学前支給は、保護者からの様式第1号の申請書に基づき、当該費用を支払うこととなります。以上、よろしく申し上げます。

西本教育長

この件は、以前から出来るだけ早く支給をしてほしいとの地域住民からの思いもありまして、教育委員会としても出来るだけ早く支給すべきだと考えていたところです。このように整理し、これに基づいてやっていくこととなります。これより質疑を行います。質問等のある方は挙手願います。よろしいですか。質問等ありませんか。

（各委員から特に質問等がないとの声あり）

西本教育長

質問等がないようですので、これより採決します。

「議案第25号 新入学児童生徒学用品費の入学前支給要領の一部を改正する要領」について、承認される方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

西本教育長

挙手全員です。よって議案第25号は承認されました。

日程第7、「議案第26号 相楽東部広域連合就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱」を議題とします。議案を説明してください。

竹谷教育次長

議案第26号、相楽東部広域連合就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱。上記の議案を提出する。令和3年3月12日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。第3条の就学援助受給対象者に関する規定の中で、構成3町村の国民健康保険税条例に基づき保険税の減免を受けている者が対象者となることから、その根拠法が具体的にわかるよう、関係町村の条例名に改めることとし、本要綱の一部を改正するものです。

竹谷学校教育課長

議案第26号について説明します。この就学援助費交付制度は、経済的な理由によって就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行い、義務教育の円滑な実施に資することが、その目的になっています。資料の新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、議案の提出の理由にありましたように、構成3町村において、国民健康保険税の減免を受けている者が対象者となることから、規定上、その根拠法が具体的にわかるような条文とするもので、第3条第1項第2号の（キ）を「笠置町、和束町及び南山城村における国民健康保険税条例に基づく保険税の減免」と改めるものです。なお、税の徴収の猶予については、自治体によって取扱いが異なることがありますが、減免の中に、税の減額・免除・徴収の猶予を含めることができることから、徴収の猶予を削除した規定とするものです。加えて、様式第1号の申請書を提出する際は、該当要件により、減免の決定通知書を添付とするものです。なお、今回の要綱改正にあたりましては、構成3町村の国民健康保険税の担当課から助言等をいただき整理したものです。以上、よろしくお願ひします。

西本教育長

これより質疑を行います。質問等のある方は挙手願ひます。  
よろしいですか。

(各委員から特に質問等がないとの声あり)

西本教育長

質問等ないとのことですので、これより採決します。

「議案第26号 相楽東部広域連合就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱」について、承認される方は挙手願ひます。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第26号は承認されました。

日程第8、「議案第27号 相楽東部広域連合立和東小学校及び和東中学校開放事業実施要綱の一部を改正する要綱」を議題とします。議案を説明してください。

竹谷教育次長

議案第27号、相楽東部広域連合立和東小学校及び和東中学校開放事業実施要綱の一部を改正する要綱。上記の議案を提出する。令和3年3月12日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。開放施設の開放日時を定めた第3条について、相楽東部広域連合立小学校及び中学校の開放に関する規則(平成21年教委規則第23号)との整合を図るとともに、第9条に定める清掃協力金及び開放時間並びに別紙様式1を見直すこととし、本要綱の一部を改正するものです。

南生涯学習課長

議案第27号について説明します。この要綱は、和東小学校の児童及び和東中学校の生徒の学校外活動の振興及び社会体育の普及等を図るため、同小中学校のグラウンド及び体育館の開放に関する必要な事項を定めております。資料の新旧対照表をご覧ください。左が改正前の旧、右が改正後の新です。今回の改正は、議案の提出の理由にもありましたように、関係規則に定める別表との整合を図るもので、まず、第3条第1項中、体育館の平日の開放時間、「午後7時から」を「午後6時から」に改めるものです。また、学校の管理運営規則の題名を最新のものに改めるとともに、学校休業日の開放時間、「午前9時から」を「午前8時から」に改めるものです。次に、第2項中、和東小中学校の両グラウンドの休業日の開放時間、「午前9時から」を「午前8時から」に改め、「ただし、5月から10月までは、午前8時から午後6時までとする。」を加えるものです。また、第9条に定める清掃協力金の規定中、使用時間の表示を午前・午後に変更するとともに、午後5時から午後7時までを使用時間に加えるものです。なお、清掃協力金の額については、1時間100円として算出し、5時間500円、4時間400円とするものです。別紙様式1は、申請時に利用人数の内訳や清掃協力金の額が分かるように改めるものです。この改正規定は、令和3年4月1日から適用するものです。なお、笠置小学校及び笠置中学校の施設開放にあたっては、別途、使用料徴収条例に基づき対応しています。また、南山城小学校については、使用料無料の取扱いとなっています。理由は、南山城小学校開校当初から地域に開かれた学校開放施設ということで、開校当初から使用料の徴収はしておりません。以上、ご承認をいただきますようお願いいたします。

西本教育長

広域連合ですから、それぞれ町村の取扱いを踏襲しており、取り扱いが異なるというの

はよくあることです。中々揃えるのは難しいです。和東小学校と和東中学校は、この要綱となっています。これより質疑を行います。質問等のある方は挙手願います。

石橋委員

行政として、使用料という形にはできないのですか。清掃協力金という、遠回しな言い方になっているのですが、そういうルールがあるのですか。

竹谷教育次長

使用料として納めていただくという条例等の規定ではなく、清掃にかかる協力金という形で納付という、結局、使用料でいただいても清掃に回すということもあるのですが、清掃の協力金として納付いただきたいということで、こういう要綱が定められています。

西本教育長

よろしいですか。それではこれより採決します。

「議案第27号 相楽東部広域連合立和東小学校及び和東中学校開放事業実施要綱の一部を改正する要綱」について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第27号は承認されました。

お諮りします。日程第8の次に日程第9、「議案第28号 相楽東部広域連合指定文化財の指定について」を日程に追加することについて、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって日程第8の次に日程第9、「議案第28号 相楽東部広域連合指定文化財の指定について」を日程に追加することについては承認されました。

日程第9、「議案第28号 相楽東部広域連合指定文化財の指定について」を議題とします。議案を説明してください。

竹谷教育次長

議案第28号、相楽東部広域連合指定文化財の指定について。上記の議案を提出する。令和3年3月12日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。相楽東部広域連合文化財保護条例（平成21年条例第15号）第3条の規定により、相楽東部広域連合指定文化財の指定を行うため、承認を求めるものです。

南生涯学習課長

議案第28号について説明します。相楽東部広域連合指定文化財の指定について。次の資料を相楽東部広域連合指定文化財に指定する。指定記号番号、第1号。指定年月日、令和3年3月12日。1. 指定文化財について、指定文化財、翁面 1面、三番叟面 1面、翁面 1面。所在地、木津川市山城町上粕 京都府立山城郷土資料館内。所有者、宗教法人 八幡宮 代表役員 笠置町切山社寺総代 山本道雄。相楽東部広域連合文化財の指定についてですが、連合が発足して12年が経過しようとしています。現在、連合管内では国指定が16件、京都府指定が45件の文化財の登録がありますが、連合独自の指定は1件もありません。そこで、相楽東部広域連合文化財保護条例に基づき、連合の文化財保護委員会に諮問をしたところ、連合指定文化財の指定に相当するとの答申がありました。指定する理由につきましては、京都府文化財保護課及び京都府立山城郷土資料館の協力のもと、専門家の意見として、神戸女子大学古典芸能研究センターの先生は、能面打師の専門家に調査依頼をしたところ、どれも江戸時代の制作と推定され、作者は不明ですが、笠置町の文化史上貴重で、重要な資料として相楽東部広域連合指定文化財に指定し、資料的価値は極めて高く、3面一括しての資料的価値を認定すべきとの考えをいただきました。つきましては、相楽東部広域連合文化財第1号として指定するものです。以上、ご承認いただきますようお願いいたします。

西本教育長

連合指定の文化財については、数年前、議会において、もっと進めていってはどうかという質疑がありました。そこで文化財保護委員会の皆さんが中心となって協議をしてもらって、先ほどもありましたように、適切であるという答申をいただいているところです。これより質疑を行います。質問等のある方は挙手願います。

今は山城郷土資料館にあるのですが、行けばいつでも見られるのですか。

南生涯学習課長

保管庫にて保管してもらっています。今回、指定の承認をいただければ、山城郷土資料館に期間は限定となると思いますが、住民の方に見てもらえるようお願いをしたいと思います。資料にも書きましたが、90歳代の笠置の方に伺ったのですが、ここ最近で使用されてなかったということですが、延命と五穀豊穰を祝して廻る翁面等を能面打師の先生、大学の先生に見ていただいたら使用していたという形跡があるようです。

西本教育長

連合では、どちらかと言えば文化財関係は遅れていたと思います。これを機に地元の文化財の指定を進めていきたいと思います。よろしいでしょうか。

(各委員からないとの声あり)

西本教育長

これより採決します。

「議案第28号 相楽東部広域連合指定文化財の指定について」、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第28号は承認されました。

今日付けをもって連合指定の文化財となりました。所有者に連絡を入れるということですか。

南生涯学習課長

所有者に連絡します。4月1日の広報にも掲載します。

西本教育長

それでは、日程第9が追加されましたので、日程第9を日程第10とします。

日程第10、その他です。1の諸報告、①から③までは事前に配布しています。何かご意見・ご質問はありますか。

(各委員から特にないとの声あり)

西本教育長

特に、ご意見、ご質問がありませんので、2の次期定例教育委員会の開催日程(案)について、事務局より説明してください。

竹谷教育次長

4月1日の日程ですが、先ほど諸般の報告で報告いたしました。集合時間は、午前9時30分ということにさせていただきます。

3のその他ですが、3月19日の金曜日、小学校の卒業式の後、午後1時30分からですが、この会場で第2回総合教育会議が開催されます。案内文は総務課から送られています。次年度に向けた大綱の説明と協議となっています。3時までには終わる予定です。

西本教育長

よろしいでしょうか。次回は、小学校の卒業式に出て、午後は総合教育会議となります。それから4月1日は9時30分です。年度末から年度初めにかけて色々のご足労願いますが、よろしくをお願いします。

以上で、令和2年度第12回定例教育委員会を終了させていただきます。



本日は、ご苦労さまでした。

〈午後 3 時 2 1 分閉会〉

— 了 —